申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		社会福祉法人の解散の認可又は認定
根拠法令及び条項		社会福祉法第４６条第２項
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定 （法令の規定により基準が言い尽くされているため）
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	３０日
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）